

月例総会議事録

- 1 招集日時 平成31年4月17日（水）
- 2 開会日時及び場所
平成31年4月17日（水） 午後1時45分
防府市役所1号館3階 南北会議室
- 3 閉会日時 平成31年4月17日（水） 午後4時15分
- 4 委員氏名

(1)出席者（18名）

（1番）石川 眞平 （2番）池田 静枝 （3番）中山 博祐 （4番）宇多村史朗
（5番）井元 均 （6番）吉本 典正 （7番）木原 伸二 （8番）古谷 修造
（9番）光井 憲治 （10番）田村 正信 （11番）石田 卓成 （12番）熊安 悦子
（13番）鹿角 清美 （14番）池田 圭介 （15番）原田 道昭 （16番）内田 成男
（17番）三輪 栄一 （18番）藤井 伸昌

(2)欠席者（0名）

5 議事に参与した者

農業委員会事務局長	内田 健彦
〃 局長補佐	福谷 英樹
〃 農地振興係長	秋里 幸
〃 書記	益富 綾佳
〃 書記	富永 大志郎

6 提出議案及び報告事案

議案第16号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第17号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第18号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第19号 空き家バンクに付随する農地の下限面積（別段面積）の設定について
報告第23号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について
報告第24号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について
報告第25号 農地法第3条の3の規定による届出について
報告第26号 農地法施行規則該当転用届について
報告第27号 農地所有適格法人報告書について

7 会議の要領及び議決事項

議長 本日の出席委員が定数に達したので開会を宣言し、下記委員を署名委員に指名す。

7 番 木原 伸二委員

10番 田村 正信委員

午後 1 時45分開会

○事務局 ただ今から、平成 3 1 年度第 1 回の 4 月の定例総会を開催いたします。

本日は、委員の皆様が御出席です。会議規則第 6 条の規定により、総会が成立することを御報告いたします。

それでは、会長に御挨拶をいただきまして、引き続き議事の進行をよろしく申し上げます。

○藤井会長 （挨拶）

本日の議事録署名委員さんは、7 番の木原委員さん、1 0 番の田村委員さんの 2 名です。よろしくお願ひいたします。

それでは、議案審議に入ります。

議案第 1 6 号、事務局、説明申し上げます。

○事務局 御説明いたします。

議案書の 1 ページ、資料の 1 ページをお開きください。

議案第 1 6 号農地法第 3 条の規定による許可申請についてです。

議案書には 2 件の申請となっておりますが、正誤表にもありますとおり、このうち受付番号 2 については取り下げとなっております。よって、申請件数は 1 件です。所有権の移転です。目的は、規模拡大です。

別途、営農計画書を御参照の上、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○藤井会長 それでは、1 番、地元委員さん、説明申し上げます。

○6 番 6 番の吉本です。よろしくお願ひします。

それでは、1 ページの議案の 1 6 号の 1 について説明いたします。

議案は、———、認定農業者で、既に 1 3 町 5 反ぐらい作っておられるかなり大規模な農家ですが、———という方が、田んぼが家のすぐ隣です。地区は違うんですが、5 0 m ぐらいのところ。以前も買い取ってほしいという話があったんですけど、今回、ここを買い取るようになりました。

資料の 2 ページの営農計画書から説明させていただきます。

4 月の 1 0 日に、———本人と対面で確認いたしました。ここに書いてあるように、トラクターの数がいろいろ多いという、これだけの機械を確認させていただきました。

それと、中段に農機具の所有状況があるんですが、草刈機の小型のものを 2 台ぐらい追加で買っ

ておられます。したがって、機械の保有あるいは営農の状態については、非常にやる気ということで承っております。

それで、農地法の第3条の第2項によって審査いたしました。この———という方は、お父さんの土地だったんですが、3人子どもさんがおられて、1ページの右にあるように、話が整いまして、この土地を買ったということです。

また、1号の全部効率利用要件ということで、これは必要な機械、先ほど説明しましたように、農作業に従事するあるいは耕作に対する効果的な利用に対して事業を行うということ、これについては該当しないということで、2号も該当しない、3号も該当しない。4号を審査したところ、農作業の常時従事要件、必要な農作業に常時従事すると認められないということはありませんので、これも該当しないということです。

第5条6号は、これは審査対象外です。

7号、地域との調和要件、これは、かなりほかの地区にも農作業あるいは田畑を作っていると思いますので、地域との調和についても問題ないと思います。

以上のことから、この事案については、問題ないと地元の農業委員としては判断しております。皆様方の審議、よろしくお願いします。

○藤井会長 それでは、審議に入ります。御意見のある方はお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、1番、可決、承認いたします。

続きまして、議案第17号、事務局、説明をお願いします。

○事務局 御説明いたします。

議案書は2ページ、資料は5ページからとなります。

議案第17号農地法第4条の規定による許可申請についてですが、今回提出された件数は1件で、転用目的は貸し駐車場、貸し車両置場です。

農地区分は集団農地面積0.2haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地のため、第2種農地と判断します。

以上です。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○藤井会長 それでは、1番、地元委員さん、説明をお願いします。

○8番 8番の古谷です。

議案第17号の1は、権限委譲の第1号となります。したがって、かなり慎重に対応いたしました。

まず、———の、今ありましたように、農地を貸し駐車場と貸し車両置場として転用したいとする、農地法第4条の申請でございます。

4月10日に、吉本小委員長さんと事務局の方2名と、農地の現地確認をいたしました。

なお、4月13日に、農地の所有者の———、また、この取引を仲介された不動産業の———、ここの———に、4月16日に電話にてヒアリングをいたしましたので、この結果について御報告をいたします。

この当該農地の場所は、お手元の資料の5ページに記載のとおり、———、———ですが、これの———より100mくらい北側の新しく作られた———沿いにあります。

この農地は、草刈り等の保全管理はされておりました。

この農地の転用のきっかけについては、———が、———のところの道路を拡張したいということで、今、ここに店舗がありますけれども、これがかなり南側に移動させられるという事態が起こっておりまして、それともう一つは———の増設という、その2つの要因があつて、今ある場所では従業員の駐車場あるいは修理するために預かった———の保管場所が大変手狭になってきたため、近くの場所を求めておられたということで、———の従業員であります———に相談されて、この場所に決まったということでございます。

整地等の工事は誰がして、誰が金を払うのかについて、———の社長さんにお聞きしたら、工事は私のほうでやるけれども、———が支払う契約金というのがあるんですが、それから差し引いていくということで、実質は———が払う形になるという話でありました。

なお、10ページの被害防除計画書について、雨水のため、排水計画は自然流下となっており、また既設の排水路を利用するというので、水利関係者からの同意については特に必要ありませんが、ヒアリングをした際に、雨水の放流先が、9ページを見ていただきますと、9ページのどてあるほうの左側の上と左側の下、こちらに雨水が流れるとなっております。しかしながら、10ページを見ていただきますと、道路の側溝しか書いていないということで、私が見た場合、下側にあります、これが南側になるんですが、この水路は農業用排水路でございます。したがって、これはおかしいじゃないかということで訂正のお願いをしたと同時に、確かに雨水であれば問題ないけれども、今度駐車場を貸す以上、必ず土砂等が川に流出すると。そのために、必ず溜枳を北側と南側に付けてくれとお話をして、———、それから———、両方とも、間違いなく付けますということで了承いただいております。

この申請農地は第2種農地のため、まず立地基準では、周辺の他の農地では事業目的が達成することができない場合はよいという規定がございます。

また、一般基準では、これを確実に転用するかどうかということのチェックが必要でございますが、———の実態から見て、申請どおり転用がされるものと考えております。

次に、周辺の営農条件に悪影響を与えないかということについては、雨水のみですが、今、報告しましたように、南側と北側の排水口に必ず溜枡を取り付けるということで了承いただいておりますので、特に支障はないと判断いたしております。

したがって、地元委員としては、この審査基準はいずれもクリアしているものと判断いたしておりますが、皆さんの御審議のほど、よろしくお願いいたします。

以上です。

○藤井会長 説明が終わりました。

質疑に入ります。御意見のある方はお願いします。よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、1番、可決、承認いたします。

続きまして、議案第18号、事務局、説明をお願いします。

○事務局 御説明いたします。

議案書は3ページ、資料は11ページからとなります。

議案第18号農地法第5条の規定による許可申請についてです。

議案書の3ページから5ページのうち、議案書3ページの受付番号5及び5ページの受付番号12については、正誤表にありますとおり、取り下げとなっております。よって、今回の許可申請件数は12件です。

この12件の転用目的の内訳ですが、自己用住宅が1件、太陽光発電設備が6件、進入路が2件、建売住宅が3件です。

まず、受付番号1は、自己用住宅です。農地区分は集団農地面積15.5haの農地で、施行令第12条第1号に該当する第1種農地です。許可該当法令は、施行規則第33条第4号の集落接続です。開発許可申請を準備中です。

受付番号2は、太陽光発電設備です。農地区分は集団農地面積0.3haの農地で、規則第43条第2号に該当する第3種農地です。——から約140mの場所です。

次に、受付番号3は、太陽光発電設備です。農地区分は集団農地面積3.9haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地のため、第2種農地と判断します。

受付番号4は、太陽光発電設備です。農地区分は集団農地面積3.9haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地のため、第2種農地と判断します。

続きまして、受付番号5は取り下げとなっておりますので、受付番号6を御説明します。

受付番号6は、太陽光発電設備です。農地区分は集団農地面積34haの農地で、規則第45条第

2号に該当する第2種農地です。————から約450mの場所です。

続きまして、受付番号7は、進入路です。農地区分は集団農地面積20haの農地で、規則第45条第2号に該当する第2種農地で、————から約480mの場所です。許可後、3カ月後に原状回復します。

次に、受付番号8は、進入路です。農地区分は集団農地面積20haの農地で、規則第45条第2号に該当する第2種農地です。————から約480mの場所です。

次に、受付番号9は、太陽光発電設備です。農地区分は集団農地面積2.9haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地のため、第2種農地と判断します。

次、受付番号10は、太陽光発電設備です。農地区分は集団農地面積9.1haの農地で、規則第43号第2号に該当する第3種農地です。————から約230mの場所です。

続きまして、受付番号11は、建売住宅です。農地区分は集団農地面積0.7haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地のため、第2種農地と判断します。開発許可申請準備中です。

続きまして、受付番号12は取り下げとなっていますので、受付番号13を御説明します。

受付番号13は、建売住宅です。農地区分は集団農地面積1.7haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地のため、第2種農地と判断します。開発許可申請準備中です。

最後に、受付番号14は、建売住宅です。農地区分は集団農地面積2haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地のため、第2種農地と判断します。開発許可申請準備中です。

以上です。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○藤井会長 それでは、1番、地元委員さん、説明をお願いします。

○8番 8番の古谷です。

議案第18号の1は、————の農地に、————が自己用住宅を建てたいとする使用貸借の権利設定の申請です。

4月10日に、吉本小委員長さんと事務局の方2名とで現地確認をいたしました。

なお、現地確認をしているときに————の奥様が出てこられましたので、併せヒアリングをいたしましたので、この結果について御報告をいたします。

この当該農地の場所は、資料の12ページを見ていただきますと、————というのがあります。ここより直線で約200m南東の川沿いにございます。

当該農地の現況は、既に一部、家に入る進入路をコンクリートで作られておりましたので、いつ頃されたか聞いたんですが、奥様は、私が嫁に来たとき既にこの状態だったということで、30年以上前にそのようなことがされていたということで、無断転用になるため、始末書の提出を依頼し、提出されました。

当該農地は第1種農地のため、本来でありますと農地転用は難しいのですが、施行規則第33条

第4号の集落接続に該当するため、特に問題はないと考えます。

なお、事業計画書の中で、申請地を選定した理由として、実家に隣接した場所であり、親御さんにとっても最適地だと思います。

また、資金計画については、申請者が某銀行から住宅ローンの融資を受けることになっており、特に問題はないと考えます。

この申請地は第1種農地ですが、集落接続の適用がされるため、第2種農地の審査基準を適用させていただきます。

まず、立地基準では、周辺の他の農地では事業目的を達成することができない場合はよいという、この規定を使わせていただきます。

また、一般基準では、確実に転用されるかどうかということについては、実家の父の農地を使用貸借されること、また某銀行の住宅ローンが既に決定しているといったことで、確実に転用されるものと考えます。

次に、周辺の営農条件に悪影響を与えないかということについては、被害防除計画書の周辺の農地の日照、通風等に支障を及ぼさないための措置欄の2に記載のとおり、特に支障はないものと考えます。

なお、排水関係については、16ページの被害防除計画書のとおり、汚水の排水計画では、し尿や生活雑排水とも合併浄化槽で地元の水利組合の承諾を受けておられます。したがって、これらの審査基準はいずれもクリアしているものと地元委員としては判断しておりますが、皆さんの御審議のほど、よろしくお願いいたします。

以上です。

○藤井会長 それでは、審議に入ります。御意見のある方、お願いします。

確認ですけど、斜線の既に転用済みの部分というのは、何に転用されているんですか。

○事務局 事務局から説明させていただきます。

これは、いつ転用されたかは今手元に資料がないのですが、恐らく南側の方の敷地拡張というところで転用が出ているのだと思われます。

○藤井会長 かなり面積が広いように見えますけど。じゃあ、現状、問題になっている部分じゃないということですか。

○事務局 また確認して報告します。

○藤井会長 はい。また教えてください。

ほかに何かございませんか。よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。承認される方、挙手お願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、1番、可決、承認いたします。

続きまして、2番、地元委員さん、説明をお願いします。

○9番 9番の光井です。

議案第18号の2について報告いたします。

資料につきましては、17ページから22ページになりますから、見ながら説明をしていきたいと思いをします。

本議案は、——の所有農地を——にあります——が取得しまして、太陽光発電の事業として使用するという議案であります。

場所につきましては、——の——から真つすぐ山のほうへ150mぐらい上がったところにこの農地はあります。

現地調査につきましては、4月17日の午後、農業委員会の方が2名、それから吉本小委員長、それと私、4名で行っております。

地主の——につきましては、翌日の4月13日の午後、現地にてお話を聞いております。——に聞いたところによりますと、この農地は、2年か3年前と言われたんですけど相続が完了したということで、それより以前、農地として全く使用したことがないということで、管理につきましては、雑草等の処理を自分がやっていたと言っておられます。

また今回、売電事業の話が持ち上がって、もうこれを機に売却したほうがいいかなということでそのように決められたと言っておられました。

また、購入される——は会社が——ということで、直接会ってお話ができないので、電話を5回くらいかけていろいろ話を聞いております。

——については、防府では初めての売電事業ということで、山口県では、今、数カ所で事業の建設を進めていると言っておられました。特にこの周りには民家がありますから、太陽光というのも、この周りでは初めてのケースで、自治会等からもいろいろ、どうだろうかという話がありました。特に、設備を設置して近くに住んでおられる方に悪影響がないだろうかとか、——に会社があるのに本当に管理してくれるのかとか、自治会で年に2回、川の掃除等をやっているんですけども、この掃除にも参加してくれるのかとか、いろいろ憶測が飛びような状況でした。そういうことを——の会社にお話ししたんですけど、これは全て解決するということで、快く承諾するというので、川の掃除は出られなかったら不参加金があるということですから、これで対応されるんじゃないかと思いをします。

なお、聞いたところによりますと、特に雑草等が生い茂るかもわからないということで、センサーを取り付けて、草の丈がある程度伸びたら、管理会社へ知らせるような装置があり、それを取り

付けると言っておられました。

それから、先ほど言いましたように、この辺ではこのような事業は初めてで、まだ自治会等も大分心配されているということで、—————に連絡を取りましたら、その会社の担当者がこの地に来られて状況説明をする場を設けていただきました。4月25日の木曜日午後、防府に来られて状況説明をすることが既に決まっております。

以上で報告を終わりますが、皆様の御審議のほどよろしくお願いします。以上です。

○藤井会長 それでは、審議に入ります。御意見のある方、お願いします。どうぞ。

○11番 11番、石田です。

地域で初めてということで、かなり心配もされていて、周辺農地に与える影響があるかないかわからないんですけど、25日に地元説明があるということなので、それが済んでから、出し直していただいたほうがいいんじゃないかなと思うんですけど。

○藤井会長 地元委員さん、その辺、どういう状況でしょうか。

○9番 いや、一応再確認ということでこちらに来てもらって、お話を聞いたら、安心されるんじゃないかなと。私も大分話を進めて、特に影響はないと思うから。これだけ誠意を示して、電話の対応もあるから、いいのじゃないかというのは一応言っておきました。

○藤井会長 だから、これ、説明会開いて、地元が猛反対するということはないと見てよろしいですか。

○9番 私はないと思います。（発言する者あり）個人的には。

○6番 住宅は近接していないですね。

○9番 多分、植木などもあるから、直接影響はないと思います。

○藤井会長 わかりました。じゃあ、しっかり説明してもらって。

○9番 角度は10度です。

○8番 角度が10度だから、あまり家のほうには反射はないと思います。30度ぐらいだったら危険なんですよ、どうしても反射熱とか反射光が。

○藤井会長 ほかの皆さん、いかがでしょうか。ほかにはございませんか。どちらにするかでしょうけれども、御意見がないようでしたら採決したいと。（「よろしいでしょうか」と呼ぶ者あり）どうぞ。

○16番 19ページの下に、—————という田んぼがありますね。

○9番 はい、あります。

○16番 これには、当然フェンスを張るんでしょうが、支障はございませんか。

○9番 これはちょっと高台にあって、今、イチゴをやっておられるんです。イチゴをやっておられるけど、貸しておられるんですよ、—————という方が。山のほうにハウスがあるんです。

今はイチジクを植えてあるとか。そこへ移るようなことを言っておられたから、やめられるんじゃないかと思うんですよ。

○16番 —————はやめられるということですか、耕作を。

○9番 いや、移るといのか、今、貸してもらっているから。

○11番 最低限、この—————に話をしておかないとまずいと思うんですけどね、事前に。

○9番 全部出てこられましたから、この前ね。（発言する者あり）全部集まってもらって、私のほうから説明して、あの周りの方は全て出席していただきました。（「ああ、そうですね」と呼ぶ者あり）—————が来られたときに、自治会長から、周辺の人全てとお話をしました。

○藤井会長 ほかに御意見ございませんか。

○16番 それと、よろしいですか。

○藤井会長 はい、どうぞ。

○16番 今、太陽光は全てフェンスやられる、防草シートをやる、管理はどこかという看板を立てないといけないとかが義務付けられているんですよ。—————の太陽光の中で、よく見ると、看板もないようなところ、たくさんあるんですね。どこが管理しているのか。

今後の申請の中で、ぱっと見てわかる場所に看板を設置しないといけないと思うんです。そういうのは条件付けないと。作った後でトラブルが発生したときにどこへ言っていけばいいのかが一番懸念されるんだらうと思うんです。49.5kwだから、ほとんど電気管理士も要らない、もう作りっぱなしと、フェンスさえやっておけば問題ないとかいうふうな格好で。

だから、こういうのは事務局の受付段階で、きちっと看板は立てることが条件だと言う必要があると思います。フェンスと防草シートだけじゃなくて。一見して、道路側から、ぱっと見られるものを作らないと。これだけ県外から入ってきたら、わけわからないですよ。

○11番 だから、本当は地域住民の同意を、指導というところで、事務局に申請があったときに、農業委員からそういう圧力を受けているから、事務局としても言わないといけないと言ってもらってもいいので、ちゃんと申請のときにやってほしいです。今回も説明会が後になるんですけど、最低限やっぱり説明会とか、地元の近隣の同意というのがないと、本来は、幾ら個人の所有物だからといっても、問題あると思いますけどね。まあ、法律上は問題ないのだろうけど。

○藤井会長 僕がこんなことを言うてはいけないのだろうけど、どうもあまり近隣の許可を必要とするというののもいかなものかと思うのは、じゃあ、ここが今耕作放棄地になっているのを、お前ら何か手伝いして、それからという話ですよ。（「まあ、そうですね」と呼ぶ者あり）人のものにケチつけるんだったら、そのぐらいちゃんと普段から関心持っている人が言うんならいいですよ。そうじゃないわけで、そういうことを一律に義務付けると、おかしいことになるんじゃないかなとも思うんですよ。これはまあ、私の個人的な意見ですが。

○11番 最低限、周りというかね。全部じゃなくてもね。隣り合うところは最低限納得してくれていないと。

○藤井会長 そう、そのぐらいでね。石田委員が前からおっしゃるように、自治会に許可取れないかとかすると、そこまで自治会長に権限与えてもいいのかという話にもなるわけで。

現状で、事務局、今、フェンスは義務付けられていますけど、あと連絡先とか防草シートの扱いはどうなっています。

○事務局 月例総会の中で、前回から、周辺の方の同意であったりとかフェンスの設置であったりは、周辺の方のあくまで協力得られるということは、申請受けた段階で、私のほうから、月例総会でこういったことは必ず言われるので、周辺の方には必ず説明してくださいと。今回の申請においても、月末に出された方にはすぐにメールなり電話なり、窓口にいらっしゃったらお伝えはしておりますので。（「ありがとうございます」と呼ぶ者あり）そのような対応をしております。

○藤井会長 今、連絡先もちゃんと義務付けられているんですか、看板は。

○事務局 義務付けられております。

○藤井会長 じゃあ、今、意見が出ましたように、看板設置までについても（発言する者あり）どこに設置するのか、よく確認してください。（発言する者あり）

過去のものはどうなっていますか。過去の許可出した分。（発言する者あり）今回の改正で、過去の分に遡ってやるようにということなの。じゃあ、それは、確認してもらって、付いていないところは上げてもらって、連絡を取るというようにしましょう。（発言する者あり）

○11番 こういう地図に、看板をどこに付けるかとかまで、最初に書いておいてほしいですね。

○16番 だから、さっき言った、溝普請の不勤料を払えとって、どこへ電話すればいいのかわからないから、なし崩しになりますよ。だから、やっぱり看板は、道からよく見えるところに付けてもらわないとね。

○事務局 ちょっとよろしいですか。看板の設置云々は、農業委員会として許可要件にするという話にはならないと思いますので、市役所でいえば、そういった太陽光発電の設置に関しては、担当課があるとする和生活安全課、あちらですので、看板未設置とかいうことの対応についてはそちらへ話をするかと。

○16番 いや、そりゃ、ちょっと違うでしょう。生活安全課という問題じゃなくて、今、農業委員会の話だけど、周辺農地とか溝普請とか、全部影響がありますからね。例えば、溝の中へ草が入ってきたとか、そういうときには、じゃあ、どこへ言えばいいか、それは、農業関係者が皆心配するわけですからね。

○15番 そこを支障がないということをここで判断してオーケーを出しているわけだから。

○16番 農業委員会としたら、それをお願いしますということなんですよ。看板をきちっと立てて

くださいと言うのは、別に支障ないと思うんですがね。

○藤井会長 許可要件の中に、看板を設置しなさいとなっているんでしょう。

○16番 なるんでしょう。

○事務局 発電設備の許可要件です。

○藤井会長 連絡先とかは、別ということです。管理の。

○11番 生活安全のほうが権限を持っているということですかね。だから、農業委員会じゃないと言いたいんですよね。（発言する者あり）

○藤井会長 いや、看板の内容はどうなっている。

○事務局 看板の内容についてなんですけど、どなたがやられているとか、緊急時の連絡先とか、記入するにはなるんですが、こちらは経済産業省の施策ということで、そちらからガイドラインが示されて、フェンスの高さであったり、看板の設置内容、場所であったりの通知が出ておりまして、そちらが所管になるということです。

ただ、農業委員会としても、委員さんのそういうお話もありましたので、申請段階でそういったところのお話は引き続きさせていただこうとは思っております。

○藤井会長 いや、でも、フェンスは大体設置されているじゃないですか。だから、経産省のガイドラインに沿って、皆さん、置いていただいているわけでしょう。ということは、看板も当然同じ扱いでしょう。だから、これから出てくるものに看板が設置していないということは、今の状況ではあり得ないというか。そこに連絡先も記入されるし、記入してもらえるのが現状なんじゃないですか。だから、それはそのままでもいいんじゃないんですか。あとは、皆さんの今のお話の中で、設置する場所まで明確にしてほしいということはどうするかという問題じゃないんですか。設置はしてあるんでしょう、わかるように。改正になってから設置したものは、少なくとも。

○事務局 設置するようにはなっています。実際、設置されているかということまでは確認はできていないんですけど。

○16番 それは、確認はどこが。経産省の指定と言われましたけど、確認はしていないということですか、どこも。

○11番 生活安全課が。

○16番 生活安全課が確認とっている。

○11番 していないような気がするんだけど。

本当言えば、こういう図面が出るときに、フェンスはどこにやりますよ、看板はどこに付けますよとか、周辺農家がわかりやすいようにやるところまで本当は書いてほしいですけどね、この図面にね。じゃないと、フェンス、周りの農家に影響があるかどうかというのも、そういうフェンスが邪魔になって入れなくなる可能性があるとか、そういうのもわからないですからね、それ書いても

らっておかないと、邪魔になる可能性があるかどうか。以前、たしかそういう話もありましたよね。その農地をってから隣に入る部分も結構あるわけで、田舎は。

○事務局 わかりました。皆様の御意見を伺って、周辺の農地の、当然、太陽光の影響があるということで、また来月に申請があったら、フェンスは皆さん付けていただいているんですけど、看板の位置も聞き取りをして、どこに付けるのかというお話をさせていただこうとは思っています。

○藤井会長 フェンスは全部設置してもらっているのに、看板だけは嫌というのがあり得るんですか。

○事務局 そうですね。今回の看板の場所を図示していただくというのも、お願いレベルにはなると思います。

○藤井会長 図示は、場所はそうかもしれませんが、設置すること自体はそんなにハードルの高い問題じゃないと。

○事務局 お話をすれば、どこに立てるかというのは、申請者に言ってはいただけるかと。

○藤井会長 それを、一応、農業委員会としては言いましょうよ。

ただ、今の話の流れからいうと、過去に遡って設置しろというのは難しいわけですか。

○15番 いいですか。今、ネット見たんですけど、過去の設置の分も、遡って設置するようになって、義務化されています。もとは資源エネルギー庁で出ていますね。20kw以上、義務化というふうに。

だから、設置しないところには、これ見ると、資源エネルギー庁より指導が行われますと。改善されない場合は、改善命令や認定取り消しの対象となる場合がありますというコメントが出ています。

○11番 悪質な場合は、取り消しを実際にするみたいですね。あまりにももめ事が多いから。

○16番 結構、強制力があるんであれば、事務局できちっと言ってもらっていいんじゃないですか。

○11番 生活安全課が担当であれば、そっちに農業委員会として申し入れをしたらいいんじゃないですか、過去の設置されたものを、ちゃんとやれと。農業委員会からということで言ったら、やってくれるんじゃないですかね、そっちが所管であれば。

○藤井会長 まあ、そういう意見が出ているから、過去のことも一応上げましょう、農業委員会としては。（「ですよ」と呼ぶ者あり）皆さんも大変でしょうけども、過去に設置されているもので看板がないものは、ぜひ、こちらに上げてください。

○事務局 看板未設置等の状況があれば、担当課のほうに伝えるようにいたします。

○藤井会長 ほかにございませんか。

太陽光について、一つ情報ですけども、今、JAにもいろいろ回ってきている情報の中に、ある業者がJAと連携しているというニュアンスのことを言って土地を提供させるというような話があるみたいなんですけども、JAがそういうことをすることは絶対ありませんので。（「詐欺が多

いって」と呼ぶ者あり）業者名もわかっているんですが、ここで業者名は言いませんけども。防府市じゃないんですが、県内でそういうことがあるみたいで、ぜひその辺は頭に入れておいていただきたいと思います。

よろしいでしょうか。

太陽光全般になりましたけども、話、元に戻して、この番号2番の件ですけれども、2番の件に関して、ほかに何か御意見があったらお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入りますけれども、この採決、石田委員がおっしゃったように、延期すべきじゃないかという部分も含めて賛否を確認したいと思います。皆さんがいいと言われたら。（発言する者あり）

○11番 地元は、大体納得されているんですよね。

○9番 納得はされているんですが、再度確認で。

○11番 そのままやってもらっていいですよ。

○9番 私は言葉が足りないから、向こうから来てもらったほうがいいのじゃないかと思って、いいと言われたんだけど、もう一回来てくれと頭を下げてから。

○11番 納得されているならいいです。そのまま。

○藤井会長 それでは、採決に入ります。御承認いただける方、挙手お願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、2番、可決、承認いたします。

続きまして、3番、地元委員さん、説明をお願いします。

○5番 5番の井元です。

議案第18号の3番は、同じく農地法第5条、転用許可申請で、目的は太陽光でございます。

譲渡人は————で、現在、——の——にお住まいでございますが、——については、今回の農地以外に、かなりまだ——に農地を残しておられます。今回は、その農地を、——にあります——、社長は——とおっしゃる方でございます。現場は、資料の23ページ、——を抜けた——に約1km走って、この地図には、法面のすぐ下側に当たります。4月12日に、事務局、小委員長の吉本さん、それと地元の推進委員、倉重さんにも同行してもらって確認いたしました。

場所については、海寄り側、若干民家があるんですが、かなり斜面になっておりまして、直接、反射光とか熱とか影響が出るような場所ではございませんでした。

当該農地は、どうにか保全管理といいますか、草刈り等はしてございまして、業者の社長の——と直接電話でお話ししております。そのときには、設置後の草刈り等の管理、それと計画書に

ありますように、もう既に県内20カ所実績がございまして、何か定期的に巡回はしているということなので、先ほど来、問題になっている、何かあれば対応ができるのではないかと考えております。

ここの農地の周辺、緑色で囲んである、水路も比較的頑丈な水路がはっきり確認できておりまして、取り付け道は、——のほうから下側に向かってどうにか2t車が入れる程度に取り付け道がございまして、問題ないかと思います。

周辺農地への影響ですが、すぐ下の段が、作付はしていなかったんですが、ちゃんと耕うんされたような状況で、おそらく夏野菜等植えられる準備じゃないかと考えておりますので、その辺についても、業者さんに、ちゃんとした管理のお願いを申し上げました。

あと、雨水のみ農業用排水路に流すようになっておりまして、これについても問題ないだろうと思います。

——本人も、電話で私は意思の確認と、既に近場に太陽光、——、もう既に一昨年、実績がございまして、それについても今のところ地元とのトラブル等は聞いておりませんので、地元農業委員としても許可してよい案件と思います。皆さんの御審議、よろしくお願いいたします。

○藤井会長 それでは、審議に入ります。御意見のある方、お願いします。いかがですか。御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので採決に入ります。御承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、3番、可決、承認いたします。

続きまして、4番、地元委員さん、説明をお願いします。

○5番 5番、井元です。

議案第18号の4番、同じく第5条の許可申請、目的は太陽光でございまして、場所については、29ページをご覧くださいまして、同じく——の——を——に向かって1kmちょっとのところ、法面の下に1件別の所有者の農地があるんですが、現地確認、同じく4月12日、事務局、小委員長、推進委員の倉重さんと私どもで行って、そのとき取り付け道が確認できず、電話で、これは——、——という方が代表者になっておられました。お話聞いた後、また再度、——、——から、地図に書いてありますように、こちらから1間、間がある農地の幅にぎりぎり2t車が、ちょっと荒れていたんですが、ここに取り付け道がございました。

それと、先ほどの3番の案件と計画書がほぼ同じような形で書かれていて気になったので、聞いてみたら、この——、——という方は、以前、——の従業員として

働いていらっしやって、そこら辺の連携があるみたいで、ほぼ同じような形の申請書になっているということでございました。

ここは、地図で見られるように周辺が農地ですが、先ほど言いました、南西側に斜線、これが先ほどの、譲渡人の————が一昨年、太陽光にされた農地でございます。それと、この一角、ほぼ保全管理は皆さんされているんですが、作付農地はございません。聞くとところによると、やっぱり水を充てるのが困難であったり、耕作がしづらいので、皆さんしておられない。ただし、管理については、ほぼ全農家の方がやっていらっしやるような状況でございます。

そういったこともありまして、周辺農地等の影響もありませんので、この案件についても、地元農業委員としては許可してよろしいんではないかと思っております。皆様の御審議をよろしくお願いいたします。

○藤井会長 説明が終わりました。審議に入ります。御意見のある方はお願いします。よろしいでしょうか。

○11番 この前聞いただけで、まだ確認できていないんですけど、太陽光、20年後に処分するときに、積立とかしておかないといけないのは、条件化されたんですか。

○藤井会長 するという話だったけど、なったんですかね。

○11番 というのが、やっぱり会社等でも、個人でもそうなんですけど、もう管理ができなくなったとか、万が一倒産してしまったとかいう可能性は十分にあると思うので、そういうときにバックアップがちゃんとできているのかなと思って、それが知りたかったんですけど。

○藤井会長 事務局、それはまた調べてください。

○11番 また教えてください。

○藤井会長 ほかにございませんか。急に意見がなくなりましたけど。

いつまで出るんですかね、これ。（発言する者あり）

○16番 農業案件じゃないですけど、これは地目変更で、太陽光は雑種地なんです。20年の売電で、それから後はどうなるのだろうか。

○11番 その固定資産税をたくさん払ってもらって。

○16番 今のパネルはどうなるのか。20年間は買い取るけど、それから後はどうなるのか。（発言する者あり）知ったことかと言ったらそれまでですけど。

○11番 それ、計画的にやると、かなり出てくると思いますよ。（発言する者あり）

○藤井会長 今、普通の民家の屋根に設置しているものが、10年がそろそろ切れるのが出てき始めましたよね。あれなんかも、おそらく買取価格下げて、まだ使える分はその後買い取ってくれる感じだとは思うんですけど。売電価格は大分下がるでしょうけれども。

問題は、さっき言われたように、処分するときに、あれは産廃だからえらく金がかかるみたいで

す。今すると、積立も何もないから、結構個人負担も大きくなるんじゃないかと思うんですけど。

だから、20年後もおそらく、そこでは終わり、ではないんじゃないかなという思いはあるんですが、よくわかりません。やめられて、そこらじゅうに雑種地がいっぱいできたら、耕作放棄地どころの騒ぎじゃないぐらい。国自体も決めかねているんでしょうけど、どうするのか。

○15番 我々が知ったことじゃない。（発言する者あり）

○11番 宇多村さん、何か調べていたんじゃない、太陽光になって固定資産税がどうか。

○4番 太陽光ができて、雑種地になる。調整区域は農地で使う分には税金はほとんどかかっていないですよ。雑種地になると、固定資産税が何十倍にも高くなる。

私は、今まで許可した案件の面積がどのぐらいあるかを、実は調べたいんです。これは市の立場だけど、税収が、固定資産税がぐっと伸びているはず。それがどのぐらい伸びているか。それと、償却資産がありますよね、施設持っているわけだから。償却資産税も入るんですよ。それと、会社がいっぱいあるけど、会社が売電で所得を上げますよね。いわゆる法人税がぼんと上がっているはず。これを実は調べたいなと思って。

先日、課税課には問い合わせをしているんだけど、課税課はわからないと言うんです。（発言する者あり）確かに法人でも、東京の会社がここで収益を上げたら、東京で税金払うから、だから、防府にいくら落ちているかはわからないという回答が。

○11番 わかるよね。転用かかった案件の地番を全部情報提供して、これでいくら増えているか、わかるよね。

○4番 そうそう。それはやっぱりある程度知っていたほうがいいと思うんですよ。税に対する貢献度は、あるのはある。逆に言うと、今まで皆さん議論するように、やっぱり環境に関係することはあったりするけど。

今、それを調べたいなと思って、投げかけてはいる。ネットでいろいろ調べてみるけど、いわゆる太陽光発電することによる経済的な効果がどの程度あるかとかいう数字的なものは、何らまだ示されていないので、今後出てくるのかなと思って。売電価格がどんどん下がってくるから収束するかなと思ったら、収束していないですよ。

○11番 そう、1年以上前に、もう終わるって言っていたのに。

○4番 いろいろ我々も現地調査する中で思うんだけど、パネル自体の価格がやっぱり半分になっているんです。今、売電価格が半分でしょう。だから、事業者が損しないような格好で、またはもうけ過ぎさせないような格好で売電価格を設定している。今、18円じゃないですか。昔、三十何円だったね。パネルを比べてみると、工事代金は半額になっているから、依然として、太陽光発電は、投資と考えた場合、利回りが10%ぐらいあると想定できるんです。

一昨日でも、東京のある会社から電話かかってきて、使われていない土地ありませんかって。ま

だいろいろ問い合わせがあるでしょう。だから、これはどうなるのかなと、見えない状況ではあるんですよ。

それと、さっきFIT法の話があつて、太陽光設置したところにはフェンス付けたり看板付けたりというのは調べたら載ってはいますけど、確かに先ほど原田さん言われましたように、取り消すこともあるかもわからないとは書いてあるけど、実際、一つも調査していないですよ。フェンスとかやっていない所、いっぱいあるじゃないですか。先ほど市のほうへ投げかけられたけど、それを監督、所管するのは市にあるのかなというのがあつて、生活安全ってちょっと言われたけど、これを持っていったときに、生活安全が、いや、うちの所管じゃないんじゃないというところまで実は見えているから、そこら辺とかはやっぱ事務局で整理しておいてほしいと思います。市そのものじゃなく、経産省のほうへ問い合わせるべきことだろうと思うので。

私の所感はその程度で。

○藤井会長 今、太陽光の面積なんか、農業委員会で調べようと思ったら調べられるでしょう。

（「そうそう」と呼ぶ者あり）まあ、この辺は農業委員会が率先してやることでもないの。そういうのを調べてほしいという要望があったときにこっちが考えればいい。

ほかに何か御意見ないですか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 ないようですので、採決に入ります。御承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、4番、可決、承認いたします。

続きまして、6、7、8番を一括上程させていただきたいと思います。地元委員さん、説明お願いします。

○2番 2番の池田でございます。

議案第18号、6番、7番、8番、一緒に報告いたします。

6番は、太陽光発電設備による所有権の移転でございます。

7番は、6番の田に入るための進入路の使用貸借による権利の設定で、許可後、3カ月後に原状回復の予定でございます。

8番は、6番の田に入る進入路が狭いので、使用貸借による利用権の設定でございます。

場所は、41ページをご覧ください。―――の―――で、―――のところでございます。2種農地です。

4月10日午前9時から、事務局の方2名と宇多村小委員長さんと私の4名で現地確認をいたしました。

4月10日にその後、譲渡人の―――宅に立ち寄りまして、奥様にお会いし、お話を聞きまし

た。数年前までは、自分で管理したり人をお願いしたりして草刈りをしていらっしやったそうですが、——が——だということで、体調が気になるので、どうしても自分で管理できなくなったと。それから、奥さんもちょっと体調を崩していますので、維持管理が難しくなったというお話でした。そういうところへ太陽光のお話がありまして、すぐをお願いしたということです。

譲受人の——には、4月16日に電話でお話を聞きました。太陽光事業は初めてだそうです。近隣の農地も、長年にわたり、ほぼ荒廃とか管理権などがずっと続いておりまして、耕作田といますか、水田はほとんど見当たらないと思います。私も一応、パトロールでずっと確認しておりますので、とても大変な地域だなというのは薄々感じておりました。そういうところでございます。

7、8番の進入路の確保も、6番と同一の所有者であったため、話がスムーズに進んだそうです。

また、——ともお話ししましたので、この方は——で、近いということで、時々見回りに行くということです。御本人が管理されるということなので、ちょっとしつこく話してしましたら、「あんた、太陽光を作るなど言うのか」と言われたんですけど、そうじゃなくて、近隣とのトラブルが起きたらいけないし、私たちも調査するようになっていきますので、とお話をしましたら、話してくださいました。

業者さんは——ですけど、2月19日の月例会で出てきている案件がありまして、そのときにもいろいろお話ししまして、やはり看板を立ててきちんと連絡ができるようにというのを、私たちはもう義務付けられているからやりますよというお話でした。

やはり——には、くれぐれも水路等の管理もきちんとされるよう、水の流れが悪いと、湿田ですので、自分たちも困られるでしょうし、近隣の方も困られますので、というお話はきちんとしまして、本人も草刈りなど管理に行きますという返事を聞いております。

以上でございます。御審議をよろしく申し上げます。

○藤井会長 それでは、審議に入ります。御意見のある方はお願いします。よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。番号6、7、8番、承認いただける方、挙手お願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、6番、7番、8番、可決、承認いたします。

続きまして、9番、地元委員さん、説明をお願いします。

○2番 2番の池田でございます。

議案第18号の9番、太陽光発電設備による所有権移転の申請でございます。

場所は、59ページから60ページをご覧ください。

○9番 9番、光井です。

議案第18号の10について報告します。

資料につきましては、65ページから70ページにあるから、ご覧になってください。

本議案は、———所有の農地を、———、またこれも申し訳ないんですが、———なんです。———の会社ばかりこのたび当たって、苦労しました。———が取得して、太陽光発電の事業として使用するという議案であります。

場所につきましては、先ほどあった———と———、これの中間点ぐらいと思うんですけど、これの———という田園地帯の一角にあります。ちなみに、先ほど出ましたように、この———は田んぼの中ですから、このたびは民家がありません。悪影響は全くないと考えております。

現地調査は、先ほどの議案18号の2と同じメンバーで同じ時刻、4月12日の午後、行っております。聞き取りにつきましては、前日の午後、現地にて、———の事務所から2人、それから、———、これには———に営業所があるということで、———営業所から2名、それから———の水利組合の代表、それと私の6名で聞き取りを行っております。

今回売却される———、これにつきましては、———が対応ということで、———から話を聞いております。

———につきましては、この農地は、相続して以来、農地として利用したことは全くなく、今後もしも利用する計画はないそうで、今回、売電の計画が持ち上がり、これを機に手放すことにされたようであります。

それから、購入される———については、———の水利組合の代表とお話をされまして、この土地を取得、登記が変わった後には、この水利組合の規約どおりに行動するというのを、今から20年という長い付き合いになるので、お互いのトラブルにならないように、書面に残すということです。草刈りの範囲は、どこからどこまでがあなた、こっち側は私。それから、水稻の作付のときは、3回ほど、用水路、川の掃除をするので、———から必ず参加してくださいということ。それから特に、一部この周りで水稻作付されておられる方がるので、物を植えているときは絶対に除草剤を使わないこと。そういうふうなことは全て書面に残すようです。

それから、あとは———に聞いたんですけど、防府で事業か何かやっておられるのか聞いたら、———のほうで10カ所程度、売電の事業を既に始めていると言っておられました。

それと、ちなみに、たくさんお金かけて、18円に売電価格が下がったのに本当に儲かるのかと聞くと、「儲かります。」10年したら元が取れる、あとの10年は儲けと言われました。

また、この———については、農地として利用しているのは、ぱっと見たら3分の1ぐら

いですかね、水稻を植えているのが。あとの3分の2は、保全管理とか、遊休農地になっている悲しい農地なんです。いろんな人から情報が入ってくるんですけど、圃場で言うと8つか9つぐらい、この————に売電の業者が入っているんじゃないかという話も出ております。

報告としては以上で終わりますが、皆さんの御審議のほど、よろしくお願いします。

○藤井会長 それでは、審議に入ります。御意見のある方はお願いします。どうぞ。

○11番 11番、石田です。

ここ、3種農地で、確か、——が来るとき、将来的にここに何かできるかもしれないといって、結果的に3種になっている。

○9番 この隣は、中学校側の、これは————というんですかね。あれ、もう全然だめになった。

○11番 いや、あれ、だめになったという話で、結局3種のまま残っているんですけど、かなり広大な面積があるんですよね。水路とか道とかはぼろぼろなんですけど、地域として、将来ここを農地として手を入れてまたやっていくのか、それとも完全に農地ということは諦めるのかというのが、結論が出ないまま、ぽんぽん歯抜けのようにこうやっていかれると、将来どうしようもなくなる。だから、その意思表示はやっぱ地元でまとめないと、難しいだろうと思うんですよ。これだけ広大な中にぽつぽつ虫食いでやられたら、将来、田んぼの復旧処理もできなくなるんですよね。

この隅のほうで、前に1回出ましたね、確か、————の隣で。（「あります」と呼ぶ者あり）あれの角、角だから、まあいいかなと思ったけど、今回はちょっと、という感じなので。

○9番 今度、その地区の一番上になったんですね。

○11番 いかがなものかなと。これ許したら、もう、全部許すという方向になってくるだろうかと、今後。

○9番 個人的には、言ってもいいか悪いか、全部高齢化が進んで、80から上の方もいらっしゃるし、この地区でやっていたのは、私ともう一人、先ほど言った水利の組合長、————というんですけど、あの2人が主に、ここ、ほとんどやっているんです。私も、昔はこの地区を、地域で2ha以上はやっていたんです。

でも、ここは栽培の条件がよくないんです。水が要るときに、——のところに池があるんですが、この池の水を開けにいけないといけないんです。水が来るまでに、30分から、下のほうなら1時間くらいかかるんです。バルブ開けてから、水を出すんです。終わったら、水が無限大にあるんじゃない、ため池だから。それを今度は止めに行かないといけない。その手間があったら、私も、規模の拡大はもうできないんです。だから、とうとうやめにやめて、御迷惑かけて悪かったんですけど、やめて、向こうの、年がら年中——の清流が流れるほう、（発言する者あり）その農地がいくらでもあるんです。そのほうへどんどん行って、今の経営規模になったんですけどね。

だから、ここは方向付けと言われたら、多分みんな諦めているのではないか。意思表示はしないけど、そうじゃないんですかね。

今、水利の代表が——です。私が今度72になるから、あの程度の者になっているから、次の者がいないですね、若い人が。

○11番 地域全体でそうやって諦めているのなら、これだけでも広さがあるなら、工場誘致を市と相談してするとか。歯抜けになって壊れていくのが一番土地利用としてはばからしい使い方ですよ。だから、その辺も含めて、やっぱり地域でもうちょっと話し合ったほうがいいのではないかと個人的には思うんですけど。

○藤井会長 でも、市の計画ではっきりしないから。

○11番 地元の意向を尊重しますというスタンスですよ。

○藤井会長 一時農振地域に組み入れるという話だったけど、それを市は今、除外して計画を組んでいるから。

○9番 地元に帰ってから、水利組合の代表たちと話して、今後の方向付けを検討するようにしてみましょう。（「ですよ」と呼ぶ者あり）こういう話があったからというのを。

○藤井会長 なかなか大変な作業ですけど、よろしくお願いします。（発言する者あり）

ほかに御意見ございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。10番、御承認いただける方、挙手お願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、10番、可決、承認いたします。

続きまして、11番、地元委員さん、説明をお願いします。

○11番 11番、石田です。

本案件については、参考資料は71ページをご覧くださいと思います。

——のすぐそばの農地、——と——のお持ちの農地を——に売却し、

12棟の建売住宅を建てようとするものでございます。

御事情を聞いたところ、——については、昨年までこの農地の一部を畑にし、とれた野菜はJA等に出されていたそうです。ただ、高齢になっていく中で、周囲がだんだん宅地になっていって管理がしにくいなと日頃から感じておられたところ、開発業者から、いかがですかと声がかかったので、この際、売却しようと決断されたとのことでございました。

下の——については、農地を相続し、女性お一人で暮らしていらっしゃるがなかなか管理も難しいと、お仕事もお持ちだということで、隣の——が売却されるのであれば、この際、一緒

に売却しようということでした。

現地確認したところ、入り口は——の側道から入っているんですけど、現状ある道路も、市と相談して、ちょっと改良して幅を広げて、出入り口を入りやすくするとのことでした。

地元委員としては、特に問題はないかなと思っております。皆様方の御審議をよろしくお願いいたします。

○藤井会長 説明が終わりました。

審議に入ります。御意見ある方、お願いします。ございませんか。

ここは太陽光ではないんですが、こういった状況で、今、申請地の左や上は全部宅地になっているような状況で、近隣の農地がなくなっていくのには変わりはないんですけども。

小学校から中学校ぐらいの間ですね。今、前の運営委員やってくださった——が頑張ってくださっていて、——に預けている人が、——、あと何年やってくれるかねと心配していたので、——に聞いたら、いくらでもやるよということです。心強いなと。相談があったら言ってください。

何か御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入りたいと思います。御承認いただける方、挙手お願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、11番、可決、承認いたします。

続きまして、13番、地元委員さん、説明をお願いします。

○11番 石田です。説明させていただきます。

本案件は、——の、——とあるところから、——のほうに向かって——ぐらい入ったところにある農地でございます。

資料の85ページ見ていただいたほうがわかりやすいと思うんですけど、名義は——のお持ちの2反2畝の農地を宅地造成の部分で開発するものです。それに伴って、東側の出入りの道にも接続したいということで、——と——、こちらの農地も同時に開発にかけられます。

——にお聞きしたところ、徐々に管理が難しくなっていており、なるべく農地を減らせないと、飯米ぐらいは作ろうとは思っているんですけど、なかなか多くの面積をやるのは難しいということでお悩みのところ、ちょうど不動産業者からお話があったとのことでした。

その隣の——は、85ページの——と書いてある、上、下両方畑なんですけど、分筆して——分筆してあるんですね、もともと。上のほうだけ転用されます。下のほうは畑地に残ります。

その右側の——については、今まで農業はしたことはないということでした。——の方で

す。

そういったこともあって、現地確認も行きましたが、この今回転用される南側、まだほかにも——の農地があるんですけど、これの出入りについては、——のお宅のそばから入ることができるので出入り可能、営農に特に支障はありませんという回答は得ております。

地元委員としては、また家が建つけど、太陽光よりはいいかなと思っております。皆様方の御審議をお願いいたします。

○藤井会長 説明が終わりました。

審議に入ります。御意見ある方、お願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。御承認いただける方、挙手お願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、13番、可決、承認いたします。

続きまして、14番、地元委員さん、説明をお願いします。

○1番 1番、石川です。

資料は89ページからです。

議案第18号の14は、——の農地を——が譲り受けて、建売住宅を建設するために転用したいという申請です。

現地を4月10日、事務局2名、小委員長さん、4名で確認をいたしました。

それから、——、両方の代理人ということでしたが、——とは、4月12日に電話で確認を行っています。

それと、——には、4月14日、自宅へ訪ねて話を伺いました。

それと、——は、——から聞いたんですが、簡単な確認を4月15日に電話で行っております。

現地は、——ぐらい行った、——にあります。89ページの地図がわかりやすいと思いますが、これが、番地は1つなんですけど、間が畔で仕切られている、三角形、とんがり部分で仕切られていまして、2枚になっているところです。面積はあるんですが、特に作りやすい農地ではないと思います。現在は、きれいに鋤いてあります。管理はしっかりされていたようで。

ここは、水利組合が——水利組合ですが、——は2年間改修工事をやっていましたので、この2年間は作付をされていません。ただ、水利組合の役員をされていたので、それまでは水稻を作付されていたようです。今回のこの話と同時に、水利組合を脱退されております。

この地図で見られたらわかるように、周りは道を挟んでも家ということで、他の農地に対する影

響というのはほとんどないと思います。

それから、91ページの地図、北側、上で、右側が、水と書いた、すぐ上に水路があって、もう一つ上に水と書いてあるんですが、これ、1mぐらいある川なんです、これが業者さんは通常の河川と思われたようで、被害防除計画は農業用排水路以外の河川に汚水を放流するということで出ていましたが、これは水利組合の水利権の及ぶところですので、修正されています。

この水と書いてある田んぼ側のほうにも、もう一つ用水路があります。この用水路がちょっと細いんですが、工事のときに壊さないようにと注意しておきました。50センチぐらい間があるんですが、素人が作った、U字溝を並べていった水路なので、ちょっとガンとやったりすると壊れると思いましたので、そこは—————に話をしておきました。

それから、西側については、自然石の石垣だったので、確認しましたところ、全部擁壁は作るということでしたので、その辺も問題はないと思います。

—————は、ここに書かれているとおり、—————で、大分高齢の方です。まだお元気ですが、農地がもう少し別のところにあるということで、もうぼちぼち縮小したいということで、今回のお話になったということです。

—————の家は、89ページの地図の大分下に、—————と書いてあります。これが家ですが、この間をずっとトラクターに乗って行っておられたらしいですが、がたがたなるし道が狭いので、もう怖い、行きにくいということで、こちらの田んぼを手放そうと決められたようです。

それから、94ページですが、水利組合が—————で—————になっていますが、この3月に、—————は—————の役員をされていまして、実際に立ち会って確認をされたのは—————の組合長と一緒に現地で確認したということで、水利組合にも確認をしました。特に問題ないということでしたので、水利のほうも問題はないと思います。

以上です。皆様の御審議をよろしくお願いします。

○藤井会長 それでは、審議に入ります。御意見のある方はお願いします。よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。御承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、14番、可決、承認いたします。

続きまして、議案第19号、事務局、説明をお願いします。

○事務局 それでは、御説明いたします。

議案第19号空き家バンクに付随する農地の下限面積の設定について（別冊）ということで、資料を配付しております。資料1、資料2、資料3、資料4、資料5とございますので、御確認ください。

こちらの資料につきましては、あくまで2月19日と3月19日の月例総会終了後に、作業部会で決定した内容を集約したものになっております。今回、農業委員会の総会で決定するという形で、議案として上程させていただきました。委員の皆様でいろいろ御審議いただければと思います。

まず、資料5を見ていただきまして、こちらは以前に配付した資料になりますが、農地法及び農地法施行規則の下限面積の設定に関する条文を抜粋しておりますので、御確認いただければと思います。

次に、資料4は、作業部会で決まった方針で、参考に添付させていただいております。

主な設定項目として、4点ほど決めさせていただきました。

まず、1点目、設定面積はどうするかで、他市の事例でいうと1a、1m²など、いろいろ設定条件がございますが、防府市農業委員会では、あくまで移住・定住を促進する施策として、家庭菜園程度の農地でも取得できるように、可能な限り小さい面積にしていこうということで、1m²という決定をさせていただきました。

2点目の空き家に付随する農地の範囲で、空き家に隣接している農地だけを対象とするのか、それとも少し離れている、または大分離れている農地をどうするかということになりますが、御意見で出たのが、新たに取得される方が耕作する意向があるのなら、空き家から離れている農地も対象としてよいのではないかということで、離れている農地も対象とするという決定をいたしました。

3点目としまして、売買のみか、貸借も可能とするかということですが、移住・定住を促進するための施策ということで、貸借・売買、両方とも可能として認めるほうがよいのではないかという御意見がありました。

4点目につきまして、空き家バンクに登録されている物件のみを対象とするかということで、公平性の観点から、あくまで空き家バンクに登録されている物件を対象とすると。国土交通省の開設しております全国版空き家・空き地バンクに登録されている物件を対象とするということになります。

資料4が作業部会での方針・方向付けということになりまして、資料1を見ていただきまして、施策の考え方や全体の仕組み等をお示ししております。

まず1ページで、目的・趣旨です。

こちらは、全国的な流れのような形のものを書いております。少子高齢化、人口減少と、その抑制について取り組んでいかなければいけないということ、また農業従事者の高齢化、所有者の高齢化や従事者の減少、離農される方が増えていると。一方、都市部から農山漁村地域への移住を希望される方、趣味や生業として農業を行いたいと希望される方も、全国的なニーズとして散見される、このような状況を踏まえまして、遊休農地の解消と、移住・定住を促進するために、空き家とそれに付随する農地を活用し、地域活性化につなげていくことを目指すことを趣旨・目的とさせていた

だいております。

次の別段面積と区域の設定根拠です。

農地の権利の取得後における合計面積は、法律では50aと規定されております。ただし、別段の面積を定め、それを公示した場合には、その面積によることとされております。

今、防府市では、大道と右田の一部は50aで、それ以外は20aと設定しておりますが、まず①のところ、別段面積の設定、こちらは農地法施行規則第17条第1項の規定になりまして、

(ア)で、営農条件がおおむね同一であり、設定しようする面積未満の耕作者の数が、耕作者全体の数の4割を下らない。要は、20aにしている地域がありますが、それが5割とかいう形でないといけない。20a以下の耕作者の数が、例えば2割とか1割とか、そういう形にならないようにしてくださいというような条文になっております。

(イ)で決められているのが、単位はaとし、一番下に設定できる面積は10a以上というところを利用して、防府市では20a、50aという告示を打って、現在設定済みです。

これから取り組もうとしているところが、②の別段面積の設定、農地法施行規則第17条の第2項、先ほど1項でしたが、今度は2項になります。設定区域が次のいずれにも該当する場合は、

(ア)と(イ)のことになります。該当する場合は、前項の規定にかかわらず、新規就農を促進するために適当とみられる面積とする。

(ア)につきましては、こちらが現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地その他その適正な利用を図る必要がある農地が相当程度存在すること、これは、毎年やっていただいております利用状況調査の緑判定、遊休農地の判定を受けたものと認識していただければと思います。

次に、(イ)50a未満の農地を耕作する者の数が増加しても、周辺地域における農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じるおそれがないこと。つまり、その小さい農家さんが取得することによって、周辺の農地に影響を与えない。小規模の農家さんがいても特に問題はないという状況を指します。

下のところに矢印で書いているんですが、こちらが要約という形で、空き家に付随した農地が遊休農地であり、周辺農地に支障が生じないということを前提に、1m²に設定しようという状況になります。

次に、1ページめくって、裏面になりますが、別段面積と区域の設定条件というところで、基本的な考え方としまして、農地取得で権利移動の制限、50aや20aという制限をかけていることにつきましては、零細農家に取得させることが農業生産力の増進や農地の効率的な利用などを阻害するため、農家さんの最低限必要な面積というものを設けているのが法律の趣旨になります。

ただ、その権利移動の本来の制限の趣旨を尊重する中で、空き家バンクを活用して移住・定住し

農地を取得する場合に限っては、別に面積を設定しますというような内容になります。

別段面積の設定の条件としまして、まず空き家バンクに登録されている農地。その空き家を購入または貸借して、次に、防府市に移住・定住し農地を取得する、耕作するということでオーケーとしましょう。その下限面積は幾らかというと、 1 m^2 以上にしましょうという内容になります。

区域の設定の条件になりますが、空き家の所有者が所有する遊休農地、こちらを1筆ごと、地番ごとに指定します。ただし、下記農地は対象外としますと書いておりますが、他の権利等々がついて、ほかの方に迷惑がかかるような状況になっていけばいけませんよという形で、大まかな目安として書かせていただいております。こちらは多少議論があるのかもしれませんが、一応、他市を参考にして、記入させていただいております。

次に、その他として、移住・定住とは、市内外の者を問わず、購入または貸借した空き家に住民票を置き、日常生活の拠点として在住すること。

②番として、遊休農地とはということで、これは先ほど書いてあった内容になりますので省略させていただきます。

③としまして、空き家バンクとはということで、国土交通省が開設している全国版空き家・空き地バンクをいうと。

④番、指定の解除、こちらが、無事所有権が移転した農地、または貸借、貸し借りが成立した農地。あと、例えば、A、B、C、Dと登録してあったが、Dと空き家が売れ、所有権が移転できた。残農地でいうと、A、B、Cが残農地になってくるんですが、これを 1 m^2 の指定から解除すると。要は、あくまで移住・定住促進、新規就農を促進するための施策ということで、空き家とセットであって初めてその農地が 1 m^2 ということになりますので、一旦所有権が移転した場合や、農地だけ余ってしまった場合については、その指定から解除するという流れになります。これも、他市のものを見て、同じようにやっています。

続きまして、資料2を見ていただきまして、今度は農業委員会の作業がどんなものになるんだという、イメージを作ってみました。

まず、空き家に付随する農地がある、イエス、ノーということで、単なる空き家だけであれば、空き家バンクへの登録申請で終了と。空き家に農地があるなら、イエスの方向に進んで、先ほどの条件に当てはまるかどうかの審査をするに当たって、まず別段面積・区域の指定申請を農業委員会に提出していただくことになります。

別段面積・区域の指定申請を受けて、農業委員さん等で現地確認を行い、ここを指定しても問題ないかという状況を審議しまして、月例総会で議決します。

その次に、 1 m^2 であると、どの地番を 1 m^2 にするということを告示いたします。告示の様式につきましては、1ページめくっていただきまして、資料3の形になります。こちら、今、真ん中ぐ

らいに書いてあります横棒1の農地法施行規則第17条第1項の適用についてと、これが従前設定してある別段面積になります。

ただ、ちょっと左端のほうに、ただしというところで、農地法施行規則第17条第2項の適用を受ける農地を除くと。第2項というのが1m²農地という形になりまして、資料3の裏をめくっていただきまして、今度、では、その2項に適用される農地は何かを記入することになります。大字何々、何々番地、これは1m²としますという形で、案件が出てきた、指定申請、登録申請が出てきて、月例総会で議決を受けた農地の地番をここに記入して掲示板に張ると、告示するという流れになります。

資料2に戻っていただきまして、今の指定の告示を打った後に、今度、空き家バンクへ登録されます。空き家バンクに登録された後に、交渉がうまくいき、売買の成立の見通しが立ったところで、今度は農地の権利移動の許可、農地法第3条の許可申請を農業委員会に提出します。審査をする中で、農地法第3条第2項の各号に該当しないかについては、第5号の20a、50aについては1m²と書いていただいて、ほかの全部効率要件であったり、周りに迷惑をかけないであったりとか、そういう条文は同じように審査をしていただいて、月例総会で審議・議決をして許可となり、農地が晴れて所有権移転できることになります。最後に、先ほど言いました所有権移転農地、貸借農地、残農地を1m²の区域から除外するという、農業委員会の月例総会で議決・告示をするという流れになってこうかと思っております。

まだ、こちらの案というか、たたきになっておりますので、また修正等も入ってこうかと思いますが、現時点で、作業部会からの提案をもとにしたものがこの形になっております。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○藤井会長 この件につきましては、作業部会を立ち上げていただいて、何人かの委員の皆さんで協議していただくということでスタートした話ですが、実際のところ、ほぼ全員の方がこの作業に加わっていただいて審議を重ねられたことが今回の結果で、ほとんどの委員さんが異存はないんじゃないかなと思いますけれども。

まず、ここで確認のためにも、最終的にもう一度皆さんに御審議していただこうと思っております。今、事務局から説明がありましたけれども、このことについて、改めて何か御意見がある人はお願いいたします。

○11番 11番、石田です。

2カ月間にわたり御審議いただきまして、ありがとうございました。事務局の皆さん、まとめていただいて、ありがとうございました。

その中で、まだ詰められていない部分もあって、先ほどまだまだ御審議が必要という内容も確かにあったかなと思っているんですけど、個人的に、今、お話伺いながら気づいた点ですけど、1ペ

ージの一番下、太字の部分です。今、空き家に付随した当該農地が遊休農地であることを限定しているんですけど、これは何か法的に、現在耕作されている農地だったら都合が悪いということがあるんじゃないかと、農地法の面で。

○事務局 あくまで例外的な措置という記述でありまして、この（ア）のところになるかと思うんですが、これがいわゆる利用状況調査の遊休農地の定義そのままになってきているんですけど。

ただ、いわゆる保全管理だけとか、そういったところにつきましては、今後、農業をされる見込みがないというような形で、農業委員会の、ある程度裁量でもいいのかなとも考えてはいるんですが、法律上はこうなっているということで。

○11番 ありがとうございます。（ア）は、区域内のことが書いてあるんですよ、今見るに。この農地がという限定じゃないんですよ、（ア）の記述、これ見ると。

○事務局 区域ということを地番で考えることによって、それ全体が遊休農地と要は指定しやすいというところで、他市もそういう運用をされている。

○11番 なるほど。例えば、僕なんかでも、地元で泣きつかれて、仕方なく受けている3畝ぐらいの農地とかあるんです。決して作りたくて作っているわけじゃないんです。こういう農地を手放したいと、でも作っているじゃないかという話になったら、やっぱりもったいないと思うんです。僕は、もう本当はほかの面積、もっとほかのところを助けてあげられるのに、その3畝があるばかりに時間を費やしてしまう。というところで、そういうときもぜひ外せるようにしたいと思うので、この遊休農地でありというところがなくてもいいかなと個人的には思うんですけど。将来、遊休農地になる可能性がありとかですね、例えば。

○事務局 ただ、こちら、資料5でつけているんですが、もう法律の条文そのままなんですよ。その条文とは何かというと、遊休農地であることが大前提になっていると。あくまでそれを条件に、下限面積が例外の例外のような形で出ておりますので、そうじゃない、通常地域ごとで見える範囲についての一番下は、第1項の10a以上というところが第1項、1段上になるんですが。さらにそれから条件を緩和しようと、例外の例外というところで、あくまでそれは遊休農地ですという建て付けになっていると。

○11番 これは、もともとのエリア、当該設定区域内、もともとの設定区域内にということなので、ただ単にこれを1m²の指定をするのには特に問題ないような気がするんですけど、気のせい、解釈的に。

その辺、もし、ないのであれば、変に遊休農地でなくても、僕みたいに嫌々作っている人とかのところができるようにしてあげていただきたいなと。

○事務局 ただ、あくまで前提として、この施策というのが、移住・定住促進というところで空き家と農地がセットという形の申請が出れば、その後の審査は、多少融通が……。 （「きくちゅうこと

やね」と呼ぶ者あり）どうかはちょっと私の口からは言えないんですが。

○11番 ありがとうございます。

○藤井会長 あくまでも、この法律の中で動けないということなんでしょう。新たにこっちで勝手な条件付けてやったらいけないということなんでしょう。

○事務局 乱用になると思います。

○藤井会長 それなら、もう下限面積を指定して、解除できるというだけのことじゃないですか。

○11番 柔軟にできるかもしれないですけどね、実際は。

○藤井会長 だから、後のいろんな条件というのは、第3条申請に則って協議していくということなんでしょう。

ほかに何か御意見ないでしょうか。

○6番 ちょっと今の関連で、資料5の1ページの一番下を見ると、 1 m^2 に設定ということになると、 1 m^2 という固定した面積なんですよね。こちらの施行規則を見ると、以上というのが後ろについていますよね。だから、最低は 1 m^2 ということですから、以上をつけても問題ないんじゃないですか。私は 2 m^2 欲しいという人がいるじゃないですか。（発言する者あり）だから、 1 m^2 以上としてあげたら、幅が出るんじゃないですか。そしたら、1坪でもいいし。

○11番 そういう意味ですよ。（発言する者あり）

○藤井会長 ほかに何か御意見ないでしょうか。

○11番 なければ、もう一点、ごめんなさい。

2ページ目の、まだ御議論が必要だろうと先ほどおっしゃったことですが、区域の設定の中で、③については登録時点においてと、例えば多面的機能支払交付金とか中山間の対象になっているかどうかと。だから、これは登録時点においてだから、空き家バンクに登録したいから、ちょっとうちはこの補助金、もうもらいませんということをその団体に申請して外してもらうと、対象農地から外すということのできるんですけど、1番も、「登録時点において」を入れたらいいんじゃないかなと。ということは、要件で設定されていても、そういうところは相談があったら（発言する者あり）できると思うので、そっちと相談してくださいということで載せることも今度はできると思うので、1番もね。

あと、もう一つ、ここでもう一筆、集団営農活動上、支障があると農業委員会が認める農地とか何か入れたほうがいいのかなとか、明文化して。

○事務局 そうですね。言葉で入れるか、あと審議で行くかという（「いやいや、最初は言葉入れて」と呼ぶ者あり）そこら辺だと思いますが。言葉で入れる形で。

○11番 それがいいと思うんですけどね。

○事務局 集団的営農。

○11番 集団営農活動上、支障があると農業委員会が認めた場合はだめですというようなね。その場合は、農業上の効率とかいう、1 ページ目の一番下から3行目ぐらいの、この文言でもいいと思うんですけど。農業委員会がそう認める場合はだめですよ。というのが入っていたほうがいいと思います。

○藤井会長 何か御意見ないですか。

○1番 1番、石川です。

第3条だけど、事務局、現地確認はするんですよね。

○事務局 はい。

○1番 それがあれば、別に問題はないと思います。賛成なんですが、第3条の要件、全部効率要件、この小さい面積だったら判断がつかないのじゃないかと思うんですが。

○事務局 現実はそうだと思います。

○1番 農機具というようなものじゃないと思う。

○藤井会長 今でも、鍬1本でやると言われたら、許可せざるを得ないのだから。（発言する者あり）柔軟に対応しないとしかたないと思います。（「そうですね」と呼ぶ者あり）あと、何年きっちりやってもらうか。ここもまた、家なんか建てられたら困るわけで、何年は責任持ってやってもらうか、その辺のところを付けたほうがいいのかと思うんですけども。

○11番 最低、第3条と同じ、2年3作ですかね。

○藤井会長 それでいいですかね。

○11番 その辺しか言えないですよ。（発言する者あり）

あと、資料4のところで、貸借の場合も可能とするとなったんですけど、あのとき確かお話ししたのは、家が貸借の場合は農地の貸借も可と。家だけ買うけど農地は借りるよというならなかなか難しいだろうから、家が貸借の場合は農地も貸借にしたほうがいいんじゃないかなというのと、農地だけ後で返しますよと言われても困ると思うので。

それと、会長からも、前、ちょっとあったと思うんですけど、過去に空き家を既に取得した人が、例えば地元の人から家の前の農地やってくれないかという話になった場合にもできるようにしてあげたいなという思いはあるんですけど。例えば、過去に空き家バンクで購入した物件を所有または貸借している者が、新たに農地を取得する場合も含めてあげてもいいのかなと。

○事務局 そこは検討させてください。

○11番 今後のね。はい。

○藤井会長 それは思ったけど、まあ、とっかかりの一つの第一段としては、あったら検討すればいい話だからね。

○11番 そうですね。

○藤井会長 とりあえず、前に進めばですね。

ほかに何かお気づきの点、意見がある方は言ってください、この際。

基本的に、作業部会では皆さん賛成なのでしょう、総論では。最後詰めないといけないところもありますので、ここで皆さんの意見、ぜひ聞かせていただきたいと思います。

私の考えで、これ、空き家バンク以外でもやれたらいいぐらいですけども。（「そうなんです」と呼ぶ者あり）これはあくまでも空き家バンクが前提のことで、空き家バンクがどこまで機能するかははっきりしないと、余り対応ができないような感じもするんですが、それも含めて、とっかかりとしては仕方ないのかという面もあるんですけども。

○11番 ちなみに、防府市は今まで定住促進バンクという名前で、防府市のホームページの中に不動産屋さんが言ってきた高い物件を載せているだけだったんですけど、この4月に見たら、国土交通省の全国版空き家・空き地バンクに、防府市という項目だけがありました。まだ登録物件ゼロ件でしたけど。今後は、そっちにちゃんと力入れていただかないと、全国に対しての発信ができないので、結局定住促進につながらないということになっているので、こうやって農業委員会からプレッシャーをかけることによって、市が多少でもまともに動くようになってくれることを期待しての取り組みなので、ぜひ、プッシュをよろしくお願いいたします。

○藤井会長 ほかに何か御意見ないですか。

今、いろいろ出た御意見をどこまで加味して形にしていくか。

○事務局 見せ方になるんですが、結構、他市に聞いた限りでは、かちっと決め事をつくると逆にそれに縛られるということで、面積は決めているけど何も作っていないところも結構あるんですけど、今、お話があった分については、例えば資料1の感じのものに落とし込んで、皆さん、共有できるほうがいいのかなとも思いながら考えています。

先ほども、家と農地、片方貸借、片方購入とか、これだめよとか、そういうのも、ああ、そういうええあったかと、今、思ったんですが、その辺も折り込みながら、ブラッシュアップさせてもらえればと思います。

先ほど、会長が言われた、空き家バンク以外でもできるといいねという話があったのはちょっとどうかなということと、石田委員が言われた、次の農地を購入すること、これはまた別と考えて、今決まったことをとりあえず紙に起こして、皆さん共有するという形でよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）わかりました。

○藤井会長 では、正式なものは今度諮ってもらって、そこで採決、今回は、それでいい。

○11番 そのように直すということで採決したら、多分オーケー。（発言する者あり）できればそうしてほしい。（発言する者あり）

○藤井会長 では、今出た御意見を加味した上で、事務局で形にしてまた諮っていただくということ

で、皆さん、承認していただきたいと思います。御承認していただける方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。じゃあ、そちらの方向で進めさせていただきます。よろしくお願いします。ありがとうございます。

次に、報告事項が、23号から27号までございます。目を通していただいて、何か御意見があればお願いします。

私から一つお聞きしたいんですが、最後、法人の———という、こういった形のものか御存じの方にお聞きしたいのですが。

○11番 ————というのは、———の———とか———とかが入って、———で耕作している、あの———ですね。あの広いところ。よそから作りに来られていますけど、———という人と———、2人ほど。作りに来られる人が所属しているグループで、要は———の飼料米をやっている人たちの集まりです。

メインは、大体、———の辺の———というのとか、———とか、あとあの辺、———という人とか、そういった人たちが入っているグループで、飼料米やるのに、こうやって法人を作ってやりましょうということで始められたんですけど、収量にかなりブレがあるので、お金を分配するのにいつももめておられます。

○藤井会長 そのグループ、———と、お2人のグループ。

○11番 いや、たくさんおられるんですよ。7、8人ぐらいいて。

○藤井会長 その他———の人とか、十数名ぐらいお見えになるじゃないですか。（「そうそう」と呼ぶ者あり）それがみんなそのグループに入っている……。

○11番 いやいや、違う。僕らも入っているんですけど、———でやっている人の中でも、———周辺でやっている人、まずは。———と———とか、あの辺でやっている人と、あとは———、———という人は———と———の———で一部やっているの、そういう人が入っています。メインは、———のあの周りの人たちが多く、グループ全体としては。

○藤井会長 これって法人の登録は防府管内で出ているからということでしょ。

○事務局 農地の貸し借りが防府であるので。

○藤井会長 法人、当然、———のほうにもある。（発言する者あり）ありがとうございました。

ほかに何か、皆さんないですか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、これで議案審議を閉じたいと思います。

午後4時15分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 3 1 年 4 月 1 7 日

議 長 藤井 伸昌

署名委員

署名委員